

平成 28 年 4 月 14 日

各位

会社名株式会社テイツー代表者名代表取締役社長 寺田勝宏(JASDAQコード 7610)問い合せ先取締役管理本部長 藤原克治電話番号03-5719-4775

定款の一部変更に関するお知らせ

平成28年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成28年5月27日開催予定の第26期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役、社外監査役から、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)、監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 27 日 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 28 年 5 月 27 日

現行定款

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の 責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 当会社は、取締役会の決議をもって、 取締役(取締役であった者を含む。)及び監査 役(監査役であった者を含む。)の当会社に対 する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免 除することができる。

2 当会社は、社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、社外取締役については10百万円以上、社外監査役については3百万円以上、会計監査人については50百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。

変更案

第6章 取締役、監査役及び会計監査人の 責任免除

(損害賠償責任の一部免除) 第 28 条 現行のまま

2 当会社は、取締役(業務執行取締役等で あるものを除く。)、監査役及び会計監査人との間 に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を 締結することができる。但し、その賠償責任の限 度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを 除く。)については10百万円以上、監査役につい ては3百万円以上、会計監査人については50百 万円以上であらかじめ定められた金額又は法令 が定める金額のいずれか高い額とする。